

令和7年 6月 1日

社会福祉法人霧島市社会福祉協議会

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第8回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年6月1日～令和10年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1： 計画期間内に、育児休業の取得率について、次の水準以上を目指す。

男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること

女性社員・・・取得率を80%以上にすること

<対策>

- 令和7年6月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- 令和7年7月～ 育児休業の取得希望者を対象とした説明会の実施

目標2：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して職員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和7年6月～ 職員の具体的なニーズ調査、母性健康管理についての情報収集
- 令和7年6月～ 相談窓口の設置について職員への周知
- 令和7年7月～ 定期的に管理職に対して母性健康管理制度の周知と意識啓発を実施する。
- 令和7年7月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、職員への周知

目標3：全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。

<対策>

- 令和7年6月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和7年6月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和7年7月～ 部署ごとの年次有給休暇の取得計画の進捗を課長会での報告事項とする。

目標4：全社員の一月当たりの平均残業時間を10時間以内とする。

<対策>

- 令和7年6月～ 所定外労働の取得状況について実態把握を行う。
- 令和7年7月～ ノー残業デーを設定し、実施する。
- 令和7年8月～ 部署ごとに取得状況を調査し、取組の見直しを検討する。